

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	定例庁議	
開催日時	平成30年8月10日 午前9時30分から 午前10時30分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出席者	<p>富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、内田福祉部長、三田こども・健康部長、小酒井都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、二見学校教育部長、比留間生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長 （担当課）</p> <p>須田学校教育部次長兼教育総務課長、山本同課長補佐、大塚同課学校施設係長、杉西学校給食課長、星加同課主幹兼課長補佐 （事務局）</p> <p>太田市長公室次長兼政策企画課長、松尾政策企画課政策企画係主査、五十川同課政策企画係主事</p>	
会議内容	<p>1 朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事基本設計（案）について</p> <p>2 平成30年第3回朝霞市議会定例会提出議案について</p>	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事 基本設計（案）概要 ・朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事 基本設計（案）基本設計図書 ・平成30年第3回朝霞市議会定例会提出議案一覧表 ・平成30年第3回朝霞市議会定例会提出議案 	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	

その他の 必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	

【議題】

1 朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事基本設計（案）について

【説明】

（担当課：須田学校教育部次長兼教育総務課長）

朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事基本設計案について説明する。

朝霞第八小学校における自校給食施設及び普通教室の増築工事については、昨年5月に教育委員会で発行した第八小学校教室増設検討報告書において、自校給食施設及び普通教室8教室等を同時に整備することが最も適正妥当であるとされ、総合教育会議において議題とされている。その後6月の市議会全員協議会において、普通教室増設と自校式給食施設の整備を一体として行うことの説明が行われており、それらを受けて、30年度から3ヵ年の継続費として、予算化されたものである。

基本設計の概要について説明する。

建設概要については、2の建物概要にあるとおり、鉄筋コンクリート造の地上4階建てを予定している。次に、3の施設の概要では、1、2階に給食関係の施設、3、4階に普通教室やトイレ等を設置し、各階ごとに既存校舎と往来できるようエキスパンション・ジョイントで接続するほか、エレベーターや駐車場、倉庫などを設置する予定である。後ほど、図面を参照いただきながら、再度説明する。

4にある今後の主なスケジュールの予定としては、全員協議会を9月議会の開会日に開催をお願いし、その後、年度内に実施設計を終えたのち、来年4月に建設工事の入札を行いたいと考えている。6月議会で工事請負契約の議案を提出し、承認をいただいたら、32年12月までに工事を完了し、その後使用開始としたいと考えている。

5の事業予算等については、記載のとおりであるが、既に事業費として32年度までの継続費で総事業費11億2,846万円の予算をいただいているところである。

次に、設計図書について順次説明する。

1ページは、案内図と敷地概要となっている。ページ数は、右下の四角い囲みの中の数字で表記している。

2ページは現況配置図である。増築予定地は図面左下の点線で囲んだ部分で、灯油庫は必要ないということで撤去し、予定地にある倉庫も撤去する。駐車場については、右下の倉庫と自転車置き場を撤去して新設する。撤去した2つの倉庫に代わるものとしては、現在使用していない左上の飼育小屋を撤去して、新設することを予定している。自転車置き場も、プロパン庫と受水槽間に新設する予定である。

3ページの配置図案では、増築校舎を①、新設する倉庫を②、同じく自転車置き場を③として、網掛けで表記をしている。①増築校舎の位置については、冒頭で説明した、第八小学校教室増設検討報告書で示された位置を予定地としている。また、当該地区は、基地跡地地区計画のC地区に指定されており、図面上では、歩道上空地と表記しているが、道路境界線から1.5メートル、いわゆるセットバックをして建設をすることになる。また、増築校舎の右手には、車椅子利用者用駐車場を設置し、増築校舎のすぐ右側からスロープを設置して、既存校舎に出入りができる設計としている。

4 ページの1階平面図は、既存校舎が上部にあり、増築校舎は下の太線で囲んだ部分である。先ほど説明した車椅子利用者用駐車場とスロープを右下に設置する。また、増築校舎と既存校舎は、各階とも接続している設計となっているが、1階に限り、増築校舎の床が既存校舎の床よりも40センチほど低くなる。これは、面積を有効に使うために、ダクトを1階の天井部分に入れる設計としているためで、既存校舎から入ると、スロープで下がっていくような構造になる。ただし、既存校舎の基礎の部分があるため、40センチ低くなくても、地面を掘削せずに建設を行うこととなる。また、接続部分付近にあるEVと表記しているエレベーターについては、既存校舎にも設置はされているが、こちらは給食配膳用のダムウェーターという運搬専用の機器であるため、学校からの要望と、県の福祉のまちづくり条例を受けて、新たに給食の配膳と人の両用のものを設置したいと考えている。エレベーターの扉は両側が開くが、既存校舎の高さに合わせて開くことから、配膳室からエレベーターまで運搬物を上げる目的で、リフトを設置する。

次に1階・2階の給食施設の説明をする。

(担当課：杉西学校給食課長)

1階は調理室部分になる。野菜や肉、魚等の食材は、左側にある風除室から搬入し、検収、下処理を施して、調理室に運び、調理する。また、パン・牛乳は、右の入荷室から搬入し、牛乳は、冷蔵庫に一時保管する。調理室には、炊飯設備や、アレルギー対応食調理室を設置する。調理をし終わった給食は、配膳でリフトを使ってエレベーターまで上げたのち、給食を各階の教室に運ぶこととなっている。

次に、5ページについて説明する。2階部分は、事務室や調理員の更衣室などのバックヤード、2教室分対応のランチルーム、洗浄室、消毒保管庫、配膳室を設置する。

(担当課：須田学校教育部次長兼教育総務課長)

次に、3階4階部分の普通教室等について説明する。

普通教室を各階に4教室、計8教室の設計である。廊下は既存校舎と同様の1.8メートル幅で、普通教室は既存校舎よりわずかに広がっている。なお、普通教室についての、国等の一般的な面積要件というものはない。8教室増設することで今後の需要を満たせるかどうかについては、昨年5月の試算では、児童数の増加により、特別教室を普通教室に転用して使用したとしても、平成35年度には現有の教室を全て使い切り、翌36年度には不足するという状況であった。今回の増築により、8クラス分までは特別教室を転用することなく児童増に対応できることとなるが、当初の試算よりも現状は児童数の伸びは鈍くなっている状況もあるため、あくまで住民基本台帳による予測にはなるが、現時点では今後の需要に対応できるものと考えている。

7ページは立面図になる。政策調整会議で、地下の部分について質問をいただき、杭基礎と説明したが、確認をして「ピット」の表記を追加した。

8ページは外観パースである。屋上部分については、資料に表記はしていないが、キュービクルとエアコンの室外機を設置する予定である。

(太田市長公室次長兼政策企画課長)

本件は、政策調整会議で審議をしている。政策調整会議での審議について、市長公室長からご報告をお願いします。

(神田市長公室長)

8月6日に行われた政策調整会議の審議の概要について報告する。

まず、自校式給食の計画は、八小で終わるのかということについて、現時点では、八小で終わりであり、これ以降は、校舎の改築があった際に検討するということだった。

計画の位置付けと、栄町学校給食センターの運用はどうなっていくのかという質問に対しては、平成24年の報告書により、八小が最後となっており、栄町学校給食センターは、八小が運用を開始と同時に閉所し、一小と六小の給食は、浜崎学校給食センターへ移して調理をすることになるということだった。

続いて、3ページの図面について、壁面後退により歩道上空地となるが、増築校舎以外はセットバックしないということか、という質問があった。これについては、増築の校舎がないところは新たな工作をしないので、下がらず現状のままになるという説明だった。

また、校舎増築のところに垣柵を設けないのは、防犯上・管理上、問題はないのか、という質問については、防犯の面は考慮する必要があり、一階は調理施設であるが、小さな窓を高い位置に設置して、防犯に備えることとするという説明だった。

続いて、駐車場の関係であるが、増築後の駐車場の台数が7台で、対応可能なのかという質問があった。これについては、検討会議においては教頭先生も入り、現状維持の話もあったが、校舎はこの場所に増築するしかなく、新たに駐車場を設けるのも難しいため、このように対応することとなったという説明だった。

風除室からの搬入の際に駐車スペースがないがどう対応するのかということについては、搬入トラックが旋回するスペースなど、今後検討する予定であり、場合によっては門からバックで車を入れて、そこで積下しということになるとのことだった。

これに対し、バックで入ると、使い勝手が悪くなるが、新しく設ける右側の駐車場は、入口を新たに設けるのかという質問があり、これについては、右側の駐車場は、増築校舎の右側にある裏門から入ってもらうとのことだった。

そのほか、食材の搬入にあたっては、左側の外部階段のほうはさらに狭くなっているため、安全を十分に考慮しながら進めてほしいという意見があった。

こうしたことから、一部図面の表示を修正し、原案のとおり、庁議に諮ることとなった。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【議題】

2 平成30年第3回朝霞市議会定例会提出議案について

【説明】

(上野総務部長)

議案第39号 平成29年度朝霞市一般会計歳入歳出決算認定について説明する。

平成29年度の決算額は、歳入が、415億1,518万839円となり、歳出は、403億8,109万2,126円で、歳入歳出差引残額は、11億3,408万8,713円となった。この残額から、継続費逓次繰越額、繰越明許費繰越額を差し引いた翌年度繰越額は、10億1,942万8,077円である。

歳入の概要について、市税は、220億3,101万1,132円で、歳入総額の53.1パーセントを占めている。地方譲与税は、自動車重量譲与税などで、2億1,517万4,000円となり、地方消費税交付金は、20億990万5,000円の交付となっている。地方交付税は、普通交付税2億823万5,000円、特別交付税1億1,472万9,000円が交付されている。分担金及び負担金は、保育園入園児童保護者負担金などで、9億2,072万8,268円となり、使用料及び手数料は、自転車等駐車場の使用料や一般廃棄物処理手数料などで、7億2,302万9,664円となっている。国庫支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金、児童手当交付金や、生活保護費負担金などで、69億6,370万4,392円となっている。県支出金は、障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金を始め、児童手当負担金、個人県民税徴収委託金などで、24億1,528万641円となっている。繰入金は、下水道事業特別会計や財政調整基金の繰入金などで、3億8,414万4,258円となっている。繰越金は、前年度からの繰越事業に係る分を含めて、10億6,572万5,880円となっている。諸収入は、学校給食費受入金や預託金の返還金などの貸付金収入のほか、指定管理料精算金などで、13億4,661万5,235円である。市債は、庁舎施設耐震化事業債、市民会館耐震化事業債、臨時財政対策債など30件で、23億8,027万2,000円の借入れとなっている。

歳出の概要について、議会費は、会議録調製委託料などで、2億8,086万1,849円を支出し、総務費は、庁舎や市民会館の耐震化工事、市民センターなどに係る指定管理料などで、55億799万3,789円を支出している。民生費は、介護給付・訓練等給付費負担金や児童手当を始め、子どものための教育・保育給付負担金や生活保護費などのほか、介護保険特別会計や国民健康保険特別会計への繰出金などで、204億9,466万7,892円となっている。衛生費は、各種個別予防接種、がん検診のほか、健康増進センターの指定管理料や、可燃ごみ収集運搬委託料などで、27億2,086万1,339円を支出し、農林水産業費は、市民農園管理委託料などで、6,538万6,894円となっている。

商工費は、ふるさと納税に係る経費や、小口等融資貸付預託金、産業文化センターの指定管理料などで、2億6,160万9,795円を支出している。土木費は、観音通線の整備や自転車駐車場等の指定管理料などのほか、下水道事業特別会計への繰出金などで、27億9,926万8,436円となっている。消防費は、朝霞地区一部事務組合負担金や消防団詰所改築工事などで、14億6,070万7,641円を支出している。教育費は、学校の給食賄材料費や総合体育館施設改修工事、公園体育施設の指定管理料などで、38億894万9,324円となっている。公債費は、29億7,934万6,912円を支出している。

以上が歳出の主なものであるが、この中には前年度からの繰越事業分も含まれている。

(三田こども・健康部長)

議案第40号 平成29年度朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明する。

国民健康保険の平成29年度末における加入者の状況であるが、1万7,817世帯、被保険者数は、2万7,163人となっており、前年度と比較すると、世帯数は506世帯、2.76パーセントの減少で、被保険者数は1,287人、4.52パーセントの減少となった。

平成29年度の決算額は、歳入が、131億4,102万6,355円となり、歳出は、129億5,570万7,058円で、歳入歳出差引残額は、1億8,531万9,297円である。

歳入の主なものについて、国民健康保険税は、28億7,601万8,538円で、歳入総額に占める割合は21.89パーセントである。国庫支出金は、療養給付費等負担金などで、26億8,717万5,157円となり、前期高齢者交付金は、24億9,468万4,395円が交付されている。共同事業交付金は、保険財政共同安定化事業交付金などで、30億3,944万4,174円、繰入金は、一般会計繰入金で、9億4,937万9,132円である。歳入全体では、前年度と比較すると、2.81パーセントの減少となっている。

歳出の主なものについて、保険給付費は、療養給付事業や高額療養費支給事業などで、72億3,738万4,389円となり、歳出総額に占める割合は、55.86パーセントである。後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援事業などで、15億8,723万5,093円、介護納付金は、介護納付事業で、6億4,154万9,737円、共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出事業などで、32億3,464万7,749円を支出している。保健事業費は、特定健康診査等事業などで、1億3,565万5,905円となっている。歳出全体では、前年度と比較すると、2.89パーセントの減少となっている。

(木村上下水道部長)

議案第41号 平成29年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定について説明する。

平成29年度の決算額は、歳入が、17億530万8,637円となり、歳出は、15億7,449万5,012円で、歳入歳出差引残額は、1億3,081万3,625円となり、この残額から、繰越明許費繰越額3,765万1,000円を差し引いた翌年度繰越額は、9,316万2,625円である。

歳入の概要について、分担金及び負担金は、和光市及び新座市との協定に基づく公共下水道相互利用の維持管理費負担金のほか、下水道事業受益者負担金などで、1,050万7,265円となっている。使用料及び手数料は、下水道使用料の現年度分及び滞納繰越分などで、9億1,842万2,384円となっている。国庫支出金は、社会資本整備総合交付金で、9,480万円となっており、繰入金は、一般会計から3億3,056万7,000円を繰り入れ、繰越金は、前年度繰越金で、1億4,108万2,035円となっている。諸収入は、水洗便所改造資金融資預託金返還金などで、102万9,953円となり、市債は、公共下水道事業債及び流域下水道事業債などで、2億890万円を借入れたものである。

歳出の概要については、下水道総務費の一般管理費で、職員人件費、料金徴収業務委託料や公営企業会計移行支援業務委託料などで、2億6,734万5,012円を支出した。次に、下水道事業費のうち、汚水維持管理費は、施設等修繕料、下水道ストックマネジメント基本計画策定委託料などで、8,541万7,620円を支出し、雨水維持管理費は、施設等修繕料、田子山下水道路費負担金などで、5,830万173円を支出した。また、汚水建設費は、旧暫定逆線引き地区の汚水管工事などで、3,282万6,816円を支出し、雨水建設費は、管渠設計委託料や雨水管理総合計画策定委託料、雨水管工事、止水板設置費補助金などで、2億7,163万5,600円を支出した。流域下水道事業費は、荒川右岸流域下水道事業の維持管理負担金及び事業費負担金で、6億68万5,110円を支出した。公債費は、市債の元利償還金で、2億5,828万4,681円を支出した。なお、平成29年度末における公共下水道の普及率は、97.6パーセントである。

(内田福祉部長)

議案第42号 平成29年度朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明する。

平成29年度末における第1号被保険者数の状況については、2万6,733人となり、前年度と比較すると、560人、2.14パーセントの増となっている。また、要介護、要支援認定者数は、4,192人となり、前年度と比較すると、166人、4.12パーセントの増となった。次に、平成29年度の決算額は、歳入が、68億8,881万764円、歳出が、64億6,583万4,622円で、歳入歳出差引残額は、4億2,297万6,142円となった。

歳入の概要について、保険料は、65歳以上の第1号被保険者分として14億6,227万160円となっている。国庫支出金は、介護給付費負担金などで、13億9,101万6,216円、支払基金交付金は、介護給付費交付金などで、16億6,182

万727円、県支出金は、介護給付費負担金などで、9億6,335万1,691円、繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金を合わせ、9億9,897万6,000円である。

歳出の概要について、総務費は、賦課徴収事業や介護認定審査事業などで9,823万5,038円である。保険給付費は、居宅介護等サービス給付費負担金や施設介護サービス給付費負担金などで、保険給付費全体では、56億7,638万4,997円となっている。地域支援事業費は、介護予防事業や、包括的支援事業・任意事業に係る委託料などで、2億7,889万1,688円である。基金積立金は、介護保険給付費支払基金積立金などで、1億1,272万9,668円である。

(三田こども・健康部長)

議案第43号 平成29年度朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明する。

平成29年度末における被保険者数の状況は、埼玉県後期高齢者医療広域連合の報告によると、1万2,473人となり、前年度末と比較すると、554人、4.65パーセントの増となった。

平成29年度の決算額は、歳入が、11億9,068万5,615円となり、歳出は、11億8,807万1,123円で、歳入歳出差引残額は、261万4,492円である。

歳入の主なものについて、後期高齢者医療保険料は、9億9,596万8,890円、繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金で、1億8,730万3,791円、繰越金は、前年度繰越金で、409万4,654円となっている。

歳出について、総務費は、一般管理事務費と後期高齢者医療保険料の徴収事業で、1,508万3,368円、後期高齢者医療広域連合納付金は、11億6,899万6,071円、諸支出金は、保険料還付金などで、399万1,684円を支出している。

(木村上下水道部長)

議案第44号 平成29年度朝霞市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明する。

業務の状況について、平成29年度末の給水人口は、13万8,721人で、前年度と比較すると、1,450人、1.1パーセントの増加となった。平成29年度末の給水戸数は、6万4,222戸で、普及率は、100パーセントである。年間総給水量は、1,558万6,492立方メートルで、このうち県水受水量は、1,033万826立方メートルで、受水率は、66.3パーセントである。また、年間総有収水量は、1,399万9,125立方メートルで、前年度と比較して、29万7,395立方メートルの増加となった。

以下、平成29年度の決算の概要を申し上げる。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入の決算額は、23億5,046万4,211円で、主なものは、収入総額の80.5パーセントを占める水道料金のほか、水

道利用加入金などである。収益的支出の決算額は、19億3,211万2,214円で、主なものは、支出総額の35.8パーセントを占める県水受水費のほか、職員人件費、委託料、修繕費、減価償却費及び企業債利息などである。収益的収支の差引金額は、4億1,835万1,997円となった。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入の決算額は、6億9,414万6,996円で、主なものは、企業債で、6億7,200万円のほか、下水道工事に伴う配水本管切り回し工事や消火栓設置工事に係る負担金などである。資本的支出の決算額は、14億4,142万9,361円で、主なものは、建設改良費で、平成28年度、平成29年度の継続事業で行った、泉水及び岡淨水場の配水ポンプ制御設備更新事業のほか、水道施設耐震化事業、老朽管更新及び水圧不足改善事業などを実施した。企業債償還金は、財務省及び地方公共団体金融機構への元金償還金である。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する7億4,728万2,365円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんした。また、剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金のうち、2億2,062万5,433円を資本金へ組み入れるとともに、今後の水道事業の運営に的確に対応していくため、減債積立金及び建設改良積立金に、それぞれ1億8,100万円を積み立てる案とした。

(上野総務部長)

議案第45号 平成30年度朝霞市一般会計補正予算第1号について説明する。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、12億307万8,000円の増額で、これを含めた累計額は、420億1,307万8,000円となっている。

歳入の概要について、地方特例交付金は、交付額の確定により、708万6,000円増額している。地方交付税は、普通交付税の算定結果にともない、普通交付税を、2,451万2,000円増額している。国庫支出金は、新たに、地域子どもの未来応援交付金などを計上するほか、次世代育成支援対策施設整備交付金などを増額する一方、社会資本整備総合交付金を内示にともない減額することにより、1,088万1,000円減額している。県支出金は、重点政策連動事業補助金や魅力ある地域づくり事業補助金を新たに計上するほか、地域生活支援事業費等補助金を増額することにより、473万円増額している。財産収入は、新たに、テレビ埼玉株主配当金を計上する一方、自動販売機用敷地貸付料を実績により減額することにより、190万2,000円減額している。寄附金は、民生費指定寄附金など90件、175万5,000円の受け入れをしている。繰入金は、介護保険特別会計などの決算による精算金を繰り入れるほか、みどりのまちづくり基金繰入金を新たに計上することにより、1億262万1,000円増額している。繰越金は、平成29年度決算にともない、前年度繰越金を5億6,942万8,000円増額している。諸収入は、国・県支出金過年度収入や地域活性化センター助成金、各種施設の指定管理料の精算金を計上することにより、3億1,728万8,000円増額している。市債は、児童館建設事業債を減額する一方、新たに橋梁改修事業債を計上するほか、観音通線整備事業債などを増額することにより、1億8,844

万1,000円増額している。

歳出の概要について、総務費は、住民基本台帳システムの改修にともなう経費を計上するほか、平成29年度決算による前年度繰越金を財政調整基金に積み立てることにより、6億4,485万8,000円増額している。民生費は、新たに、子ども・子育て支援事業計画策定委託料などを計上するほか、平成29年度実績額の確定により、障害者自立支援給付費負担金や経済対策臨時福祉給付金給付事業費補助金に係る返還金などを計上することにより、9,644万2,000円増額している。商工費は、産業文化センター施設改修工事を新たに計上することにより、554万4,000円増額している。土木費は、道路改良、道路舗装工事に要する経費や観音通線整備に係る経費を増額するほか、新たにブロック塀等撤去費補助金や空き家実態調査委託料、橋梁改修工事設計委託料などを計上することにより、4億5,731万9,000円増額している。消防費は、防火水槽撤去に伴う補償料を新たに計上することなどにより、1,711万8,000円増額している。教育費は、小学校の施設改修経費を増額するほか、広沢の池のポンプや博物館の改修経費などを新たに計上することにより、2,859万1,000円増額している。公債費は、借入額の確定にともない、4,679万4,000円減額している。次に、第2表継続費補正は、子ども・子育て支援事業計画策定事業を追加するものである。第3表繰越明許費は、道路改良事業、観音通線整備事業の2事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。第4表債務負担行為補正につきましては、健康増進センター指定管理料について、来年度以降に、滞りなく事業を執行するため、設定するものである。第5表地方債補正は、新たに橋梁改修事業を追加するほか、児童館建設事業や臨時財政対策債など5件の地方債について、借入限度額の変更を行うものである。

(三田こども・健康部長)

議案第46号 平成30年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第1号について説明する。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億4,970万3,000円の増額で、これを含めた累計額は、109億8,020万2,000円となっている。

歳入の概要について、繰入金の一般会計繰入金は、事務費繰入金として195万1,000円、基金繰入金は、補正予算の収支不足に対応するため、6,243万3,000円をそれぞれ増額している。また、繰越金は、前年度決算額の確定により、8,531万9,000円を増額している。

歳出の概要について、総務費は、埼玉県国保連合会へ支払うシステム手数料として一般管理費を195万1,000円増額しており、諸支出金は、実績に伴う療養給付費等負担金返還金などの償還金で、1億4,775万2,000円を増額している。

(木村上下水道部長)

議案第47号 平成30年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算第1号について説明する。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、5,435万3,000円の増額で、これを含めた累計額は、16億9,234万2,000円となっている。

歳入の概要について、分担金及び負担金は、下水道事業受益者分担金を1,403万1,000円増額している。国庫支出金は、社会資本整備総合交付金を内示にともない、204万円減額している。繰越金は、平成29年度決算にともない、前年度繰越金を、7,316万2,000円増額している。市債は、公共下水道事業債を3,080万円減額している。

歳出の概要について、下水道総務費は、一般会計繰出金を4,279万3,000円増額している。下水道事業費は、管渠設計委託料を減額する一方、旧朝霞第四小学校跡地脇の雨水管布設工事を新たに計上することにより、1,156万円増額している。

第2表地方債補正は、公共下水道事業の借入限度額の変更を行うものである。

(内田福祉部長)

議案第48号 平成30年度朝霞市介護保険特別会計補正予算第1号について説明する。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ4億2,414万8,000円の増額で、これを含めた累計額は、70億2,037万7,000円となっている。今回の補正予算の歳入歳出については、前年度決算の確定に伴う精算を行うものである。

歳入の概要について、国庫支出金は、地域支援事業交付金を1,000円減額するものである。支払基金交付金は、地域支援事業支援交付金を115万1,000円増額するものである。繰入金は介護保険給付費支払基金繰入金を2万3,000円増額するものである。繰越金は前年度繰越金として、4億2,297万5,000円増額するものである。

歳出の主なものについて、基金積立金は、介護保険給付費支払基金積立金を1億3,479万5,000円増額するものである。諸支出金は、平成29年度決算の確定にともない、国、県、支払基金への返還金及び、一般会計繰出金で、2億8,935万3,000円を増額するものである。

(三田こども・健康部長)

議案第49号 平成30年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について説明する。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ261万3,000円の増額で、これを含めた累計額は、12億8,464万9,000円となっている。

歳入の概要について、繰越金は、前年度決算額の確定により、前年度繰越金として、261万3,000円を増額するものである。

歳出の概要について、後期高齢者医療広域連合納付金は、平成29年度の出納整理期間分の後期高齢者医療保険料として、86万1,000円、諸支出金は、一般会計繰出金として、175万2,000円をそれぞれ増額するものである。

(内田福祉部長)

議案第50号 朝霞市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定されていない事務で、個人番号を独自に利用する事務として、「朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務」、「朝霞市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務」及び「障害者等に対する地域生活支援事業の実施に関する事務」を規定し、個人番号を用いた特定個人情報の授受、及び手続に必要な添付書類の省略を図るものである。

なお、この改正につきましては、公布の日から施行したいと考えている。

(渡辺監査委員事務局長)

議案第51号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、公職選挙法の一部が改正されたこととともない、市議会議員の選挙において選挙運動用ビラの頒布（はんぷ）が認められることとなったことから、ビラの作成について限度額の範囲内で公費負担の対象とするための改正を行うものである。

なお、この改正については、平成31年3月1日から施行し、施行の日以後に期日を告示される選挙から適用したいと考えている。

(三田こども・健康部長)

議案第52号 朝霞市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、平成32年度からの朝霞市子ども・子育て支援事業計画を新たに策定するに当たり、会議の庶務を行う課として、子育て支援全般を網羅する視点から、こども未来課を追加するものである。また、新たな計画策定をはじめとする特定事項や保育園等の運営に関する専門的事項等について、円滑に審議するために、会議に部会を設置することができる規定を設けるものである。

なお、この改正につきましては、公布の日から施行したいと考えている。

(上野総務部長)

議案第53号 朝霞市税条例等の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、地方税法等の一部を改正する法律の施行にとともない、個人市民税について、非課税措置の所得要件並びに均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ、基礎控除等に係る所得要件を創設する改正等を行うものである。また、たばこ税について、製造たばこの区分を新たに創設することとともない、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法等を規定し、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階

で引き上げる改正等を行うほか、条例中の引用字句の整理等を行うものである。

これらの改正のうち、第1条及び第6条の規定による改正で市民税に係る改正については、平成31年1月1日から、たばこ税に係る改正については、平成30年10月1日から、第2条から第5条までの規定による改正については、平成31年10月1日のほか、それぞれ附則で定める日に施行したいと考えている。

続けて、議案第54号 朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、地方税法等の一部を改正する法律及び都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことにもない引用条項の整理を行うものである。

これらの改正のうち、第1条の規定による改正につきましては、公布の日から、第2条の規定による改正については、平成31年4月1日から施行したいと考えている。

(比留間生涯学習部長)

議案第55号 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、青葉台公園テニスコート及び内間木公園テニスコートの使用時間について、利用者の利便性を高めて生涯スポーツの推進を図るため、午前6時30分から午後9時まで使用することができる期間について、今まで4月1日から9月30日までであったものを、3月1日から9月30日までに改めるとともに、条文の字句の整理を行うものである。

なお、この改正については、平成30年12月1日から施行したいと考えている。

(三田こども・健康部長)

議案第56号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、子ども・子育て支援法施行令等の改正にもない、認定こども園等に通園する世帯の保育料を軽減するものである。また、平成30年度から指定都市のみ市町村民税の税率が6%から8%に変更されたことから、指定都市から本市に転入された方に、保育料の算出において不利益が生じないように、これらの方についても、指定都市以外の居住者と同様の税率で保育料を算出するものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

続けて、議案第57号 朝霞市放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正にもない、放課後児童クラブの指導員の資格要件に、「一定の経験があり、かつ、市長が適当と認めた者」、「専門職大学の前期課程を修了した者」を加える等、指導員の資格要件について改正するものである。

なお、これらの改正のうち、「専門職大学の前期課程を修了した者」を加える改正については、平成31年4月1日から、その他の改正については、公布の日から施行した

いと考えている。

(内田福祉部長)

議案第58号 朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、朝霞市重度心身障害者医療費事業において、応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする方に限定し、負担の公平性を図る観点から、所得制限を導入するため、必要な改正を行うものである。

なお、この改正については、平成31年1月1日から施行したいと考えている。

(三田子ども・健康部長)

議案第59号 朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、平成30年度から国民健康保険の財政運営主体が都道府県へ移行されたことにもない、国民健康保険法の国民健康保険運営協議会に係る規定が一部改正されたことから、本市の関連規定につきまして必要な改正を行うものである。

なお、この改正につきましては、公布の日から施行したいと考えている。

(内田福祉部長)

議案第60号 朝霞市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、介護保険法等の改正に基づき、厚生労働省令で定められている「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されたこと等にもない、朝霞市指定地域密着型サービス事業の対象となる事業について、人員基準の見直し、共生型サービス、身体拘束等の適正化、介護医療院の追加、記録の整備等の改正を行うものがある。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

続けて、議案第61号 朝霞市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、介護保険法等の改正に基づき、厚生労働省令で定められている「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたこと等にもない、朝霞市指定地域密着型介護予防サービス事業の対象となる事業について、利用定員の見直し、身体拘束等の適正化、介護医療院の追加、記録の整備等の改正を行うものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

続けて、議案第62号 朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、介護保険法等の改正に基づき、厚生労働省令で定められている「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたこと等にともない、朝霞市指定介護予防支援等の事業の対象となる事業について、基本方針、内容、手続きの説明及び同意、指定介護予防支援の具体的取扱方針等の改正を行うものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

(三田こども・健康部長)

議案第63号 朝霞市保育園等運営審議会条例を廃止する条例について説明する。

内容については、朝霞市保育園等運営審議会は、保育園等の運営に関する事項について、市長の諮問に基づき審議を行っているが、平成31年4月からは、朝霞市子ども・子育て会議において総合的に所管することとするため、本条例を廃止するものである。

なお、本条例については、平成31年4月1日から施行したいと考えている。

(内田福祉部長)

議案第64号 朝霞市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について説明する。

この条例については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行にともない、介護保険法等の一部が改正され、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について、市町村の条例で定めることとなったものである。内容については、人員及び運営に関する基準、指定居宅介護支援の提供に関する記録の保存期間、基準該当居宅介護支援に関する基準等を規定するものとなっている。

なお、これらの規定のうち、一定回数以上の訪問介護を位置付ける際の規定については、平成30年10月1日から、その他の規定については、公布の日から施行したいと考えている。

(小酒井都市建設部長)

議案第65号 市道路線の認定について説明する

今回認定する路線は、岡1丁目土地区画整理事業にともなう3路線で、新設道路2路線、歩行者専用道路1路線を認定するものである。

続いて、議案第66号 市道路線の廃止について説明する。

今回廃止する路線は、現在、道路としての機能を有しておらず、市道としての必要性がないため、都市計画道路である岡通線の拡幅部分を除き、隣接地権者に払下げを行うものである。

(三田こども・健康部長)

議案第67号 指定管理者の指定について説明する。

朝霞市健康増進センターの管理に関し、指定管理者として株式会社 明治スポーツ

ラザを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。

なお、選定に至る経緯については、公募により7事業者が申請し、福祉部、こども・健康部幹事会で書類審査、プレゼンテーション、評価を行い、その後、朝霞市指定管理者選定委員会で候補者を選定したものである。

(木村上下水道部長)

議案第68号 下水の処理に関する事務の受託に関する協議について説明する。

内容については、陸上自衛隊朝霞駐屯地内の既存排水管が新座市区域から朝霞市区域に流入するよう整備されていることや、両市の最終的な排水先が同一の埼玉県荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センターであること、また、公共下水道に接続することで公共水域の水質の保全に資することができることから、新座市区域の排水を本市で受け入れることについて地方自治法第252条の14第1項及び、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により協議を行うことに対し、議会の議決を求めるものである。

(宮村市民環境部長)

議案第69号 町の区域の変更について説明する。

内容については、朝霞市根岸台五丁目土地区画整理事業の換地(かんち)処分が行われるに当たり、町の区域を変更する必要性が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、提出するものである。

なお、この変更の効力については、土地区画整理法第103条第4項の規定による朝霞市根岸台五丁目土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものである。

【質疑等】

(田中副市長)

議案第57号 朝霞市放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について、朝霞市だけでなく、他の市でも改正が必要になるのか。

(三田こども・健康部長)

国の基準が改正されたため、そのとおりである。

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】